

令和8年 第1回沼田町議会臨時会 会議録

令和 8年 1月 9日 (金)  
午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員				
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 3番 鵜 野 範 之 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	高 田	勲 君			

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	小 玉	好 紀 君
産業創出課長	岡 田	敏 行 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	亀 谷	良 宏 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	荒 川	幸 太 君	和風園園長	山 下	広 大 君
旭寿園園長 (なごみ施設長)	安 念	昌 典 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薺 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	按 田	義 輝 君	書記	高 橋	愁 人 君
------	-----	-------	----	-----	-------

## 8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第1号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第3号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号	指定管理者の指定について（町立沼田厚生クリニック）
議案第5号	指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）
議案第6号	指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）
議案第7号	指定管理者の指定について（沼田町農産加工場）
議案第8号	指定管理者の指定について（沼田町農産物共同利用予冷施設）
議案第9号	指定管理者の指定について（沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設 他）
議案第10号	令和7年度沼田町一般会計補正予算について
議案第11号	令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第12号	令和7年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第13号	令和7年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第14号	令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第15号	令和7年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第16号	令和7年度沼田町下水道事業会計補正予算について

( 開 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）只今から令和8年第1回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

( 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 )

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、久保議員、5番、三浦議員を指名いたします。

---

( 会 期 の 決 定 )

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第3、議案第1号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第1号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。令和7年度国家公務員の給与に関しましては、人事院勧告に沿った形で、12月16日に参議院本会議において可決され、成立しております。本町におきましても、これに準拠いたしまして、給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、別資料、会議資料03-1令和7年度給与改正概要のほうで説明させていただきますので、そちらをお開き下さい。上段（1）給料表の改正でございますが、初任給が大幅に引き上げられておきまして、大学卒で12,000円、高校卒で12,

300円の引上げとなっております。また、全階級・号俸が引上げ改定されることから、給料表を改正するものでございます。次に（２）期末・勤勉手当の改正でございますが、年間支給月数4.6ヵ月分を、4.65ヵ月分に改正するものでございます。令和7年度分の支給につきましては、12月の期末・勤勉手当において、それぞれ0.025ヵ月分を引き上げるものでございます。次ページになりますが、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員でございますが、年間支給月数2.4ヵ月を、2.45ヵ月分に改正し、12月の期末・勤勉手当において、それぞれ0.025ヵ月分引き上げるものでございます。また（３）の通勤手当の改正及び（４）の宿日直手当の改正につきましても、国の改正に準じた内容となっております。なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。また、給料表の改正に伴う実施時期は、令和7年4月まで遡ることとし、既に支給されたものは給与の内払とみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。特別職の職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。特別職の期末手当の年間支給月数につきまして、先ほど可決いただきました職員と同様に、4.6ヶ月分を、4.65ヶ月分に改正するもので、令和7年度分の改正につきましては、12月期の手当において、0.05ヶ月分を引上げ、令和8年度以降につきましては、6月・12月に支給する期末手当を、それぞれ2.325ヶ月分とするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。また、改正前に支給された給与は、給与の内払とみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第3号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第3号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、期末手当について、職員及び特別職と同様に、0.05ヶ

月分引上げ、支給月数を4.65ヶ月分とするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、改正に伴う実施時期は、令和7年4月まで遡ることとし、既に支給されたものは、期末手当の内払とみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第4号、指定管理者の指定について（町立沼田厚生クリニック）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第4号、指定管理者の指定について（町立沼田厚生クリニック）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称。町立沼田厚生クリニック。2、指定管理者となる団体の名称。北海道厚生農業協同組合連合会。3、指定の期間。10年間（令和8年4月1日から令和18年3月31日まで）。令和8年1月9日提出。町長名でございます。今回の提案理由を申し上げます。町立沼田厚生クリニックの指定管理者としてご提案いたします団体につきましては、平成28年より町内唯一の診療所として運営していただいております。町民の安心・安全を確保するためには、引き続きこれまで同様に継続していただくことが不可欠であると考えていることから、条例第5条の規定に基づき公募によらない方法により、候補者を選定したところでございます。つきましては、指定管理者として、引き続き北海道厚生農業協同組合連合会を指定いたしたく、今回提案するもので

ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）指定管理について、条件が今までと変わっているところがあれば教えていただきたい。変わってなければ、変わってないで結構です。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）指定管理の要件については、なんら変わりないです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第5号、指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）議案第5号、指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称。沼田町観光情報プラザ。2、指定管理者となる団体の名称。沼田町商工会。3、指定の期間。5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）。令和8年1月9日提出。町長名でございます。提案理由を申し上げます。今回観光情報プラザの指定管理者としてご提案いたします団体と致しましては、当該施設が建設された

平成10年当初より、建物の維持管理を行っていただいていることから、施設の管理業務について熟知されており、これまでも適切に対応いただいておりますため、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない方法により、候補者を選定したところであります。つきましては、指定管理者として引き続き沼田町商工会を指定いたしたく、今回提案するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第5号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第6号、指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）議案第6号、指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称。沼田町駅前多目的広場。2、指定管理者となる団体の名称。沼田町商工会。3、指定の期間。5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）。令和8年1月9日提出。町長名でございます。提案理由を申し上げます。今回沼田町駅前多目的広場の指定管理者としてご提案いたします団体と致しましては、当該広場を整備した当初より、指定管理を行ってもらっており、管理業務につきまして、これまでも適切に対応いただいておりますことから、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない方法により、候補

者を選定したところであります。つきましては、指定管理者として引き続き沼田町商工会を指定いたしたく、今回提案するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第6号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第7号、指定管理者の指定について（沼田町農産加工場）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）議案第7号、指定管理者の指定について（沼田町農産加工場）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称。沼田町農産加工場。2、指定管理者となる団体の名称。コーミ北のほたるファクトリー株式会社。3、指定の期間。5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）。令和8年1月9日提出。町長名でございます。提案理由を説明させていただきます。本施設は令和8年3月31日をもちまして、現在の指定管理期間が満了致しますが、引き続きコーミ北のほたるファクトリー株式会社を管理者として指定管理することが適切であることから、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項、公募によらず指定管理者の候補者を選定する。として、当該団体を指定管理者として提案させていただくものでございます。いたしたく、今回提案するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第7号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 一 般 議 案 )

○議長(小峯聡議長) 日程第10、議案第8号、指定管理者の指定について(沼田町農産物共同利用予冷施設)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○農場推進課長(前田昌清農業推進課長) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。農業推進課長。

○農場推進課長(前田昌清農業推進課長) 議案第8号、指定管理者の指定について(沼田町農産物共同利用予冷施設)。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、施設の名称。沼田町農産物共同利用予冷施設。2、指定管理者となる団体の名称。北いぶき農業協同組合。3、指定の期間。5年間(令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)。令和8年1月9日提出。町長名でございます。提案理由を説明させていただきます。本施設は令和8年3月31日をもちまして、現在の指定管理期間が満了致しますが、引き続き北いぶき農業協同組合を管理者として指定することが適切であることから、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項、公募によらず指定管理者の候補者を選定により、当該団体を指定管理者として提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○9番(上野敏夫議員) はい。

○議長(小峯聡議長) はい。上野議員。

○9番(上野敏夫議員) 9番上野です。キャベツの保冷库のことなんですけどね。今から5年毎に指定管理されて。どのようになっているのか。中に入ったことのない職

員がいる。本当にこのまま指定管理して、地元の立派な建物、あれをいままで中にも入れない状態で指定管理して、どんなことが起きるのか。出来るのであれば、指定管理、公募しないっていうけど、公募するくらいにして、そしてその中のいろんな棚、コンテナ、キャベツを自動的に収納できる施設になっているので、その中を綺麗に処分して、それから北いぶき農協に指定管理するべきだと思いますが、その辺どう思いますか。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）当該施設につきましては、長期保存。また、雪を活用した施設への転換について検討を行った経緯がございます。しかし今ほど議員が言われたように、施設内部につきましてはラック式。棚が整備されており、使用には重量などの制限がございます。現状その施設を有効に活用できる状態とするためには様々な課題、内部の改修含めてでございますが、こういった課題もあるものと考えております。現在指定管理者である北いぶき農協におきましては、資材等の保管として活用をしているところでございまして、次期につきましては、従前どおり、北いぶき農協に指定管理していただきつつ、活用方策につきましては、本施設につきましては、建設当時、国の補助金も活用しております。以前国に確認した際には、他の用途への活用は難しいと回答を頂いているところではございますが、この令和8年からの次期指定管理期間において、改めて補助サイドに確認を行い、指定管理者である農協とも協議の上、施設の有効活用について、検討を行ってまいりたいと考えております。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）今課長の説明で、中に農協の物を入れているような回答を頂いたんですけど、それって本当に農協の物なり農産物を入れているんですか。確認されてますか。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）ラック式の場所ではございません。その前室で保管しているものでございます。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）何か保管されているんですか。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）私が当時確認した際には、ビニールですかそういった資材系だったと記憶してございます。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）その中の物。ビニールとかってそれが保管しているって品物だと思えません。あの場所のいいところに、鉄骨造りのすごく使いやすい建物だと思います。沼田の基幹産業の農業のために、活用しやすいように中を整理して、指定管理して、活用していかないと、いつまでたってもね、農協も使い勝手悪いとかって、過去のスタートの段階では頼まれたかもしれないけど、町長も変わり、組合長も変わり、やっぱり時代に合った、倉庫を建物を活用するようにしてから指定管理するべきだと思いますが、その辺どう思いますか。検討するって言葉あったんですけど、本当に農協と中の処分についてね、例えば今物価が高騰している中で、中の物を処分するっていう方向に考えることはしてますか。どうですか。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）私の方で説明させていただきます。上野議員もご存じの通り、この3月で指定管理期間が切れますので、今ほど前田課長の方から説明ありました通り、4月1日からの5年間を指定管理という形でやらさせていただいた中で、この5年間で今言われたことも含めたなかですね。実際中に入っているものはもうほぼ使えるものではなくなってきた。これらを含めた中で、町と農協でしっかり協議させていただいて、有効な活用、あるいは一部処分するものがあるのかなと思いますので、これらを含めた中で検討させていただければと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）副町長が中の物については、農協と5年の間に考えるとのことだったんですけど、5年の間でなくてね、最初から指定管理する中でね、決めてね、指定管理していかないと農協もまた5年間、使い勝手悪い使い勝手悪いということ、活用されなかったら宝の持ち腐れとなると思いますが、町長どう思いますか。キャベツの保冷库について、このまま指定管理していいと考えているですか。早めに使えるようにしてほしいんですけど、町長回答いただけますか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ご提案をして、指定管理を行いたいってことをご理解まずしてほしいです。冒頭前田課長の方からもお話がありました通り、以前国に対して、他の

用途で使えないかという協議をしたことがあります。その際には、使えません。他のことでは使えませんという風に回答を頂いていた。ですので、なかなかハードルが高いです。ですが、時代も変わってきている。その点をご意見いただいたものを含めて、新たな利用方法を活用できないか。そのことを含めて協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○9番（上野敏夫議員）いいです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第8号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第9号、指定管理者の指定について（沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。農業推進課長。

○農場推進課長（前田昌清農業推進課長）議案第9号、指定管理者の指定について（沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。1、施設の名称。沼田町米穀低温貯留乾燥調整施設。沼田町高品質堆肥製造施設。2、指定管理者となる団体の名称。北いぶき農業協同組合。3、指定の期間。5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）。令和8年1月9日提出。町長名でございます。提案理由を説明させていただきます。本件の2施設につきましては、いずれも令和8年3月31日をもって、現在の指定管理期間が満了致しますが、引き続き北いぶき農業協同組合を管理者として指定管理することが適切であることから、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項、公募によらず指定管理者の候補者を選定する。として、当該団体を指定管理者と

して提案させていただくものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第9号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第10号、令和7年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第10号、令和7年度沼田町一般会計補正予算について。令和7年度沼田町一般会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料の04-1番、令和7年度沼田町一般会計補正予算（第6号）の2ページをご覧ください。令和7年度沼田町一般会計補正予算（第6号）。令和7年度沼田町の一般会計の補正予算（第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,582万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,231万円と定める。2項、省略させていただきます。債務負担行為。第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。令和8年1月9日提出。町長名でございます。9ページをご覧ください。歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等9万7,000円の増額補正につきましては、期末手当について、後ほど説明いたします職員・特別職と同様に、支給月数を0.05ヶ月引上げることにより、不足する額を増額補正するものでございます。2款総務費、1項16目公共交通事業費、18節負担金補助及び交付金60万4,000円の増額補正ですが、4月より、JRの代替として運行いたします道北バスの車両に、沼田と深川を結ぶ便で

あることが一目で分かるよう、ラッピングを施す費用として、計上するものでございます。なお、この費用については、沿線自治体がそれぞれ同額を負担することとしており、財源につきましては、JRからの支援金を充当するものでございます。26目物価高騰対策事業費5,414万円の増額補正でございますが、依然として続く物価高騰が、町民生活に大きく影響を及ぼしていることを踏まえまして、町民1人当たり2万円のぬまた元気応援商品券を配布することとし、必要となる所要額を、それぞれ予算計上するものでございます。なお、財源については、全額、国からの交付金を活用することとしております。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金212万3,000円の増額補正でございますが、国の制度改正に伴い、国民健康保険において、現在使用しているシステムの一部を、改修する必要があることから、その費用と同額を、国保会計への繰出金として計上するものでございます。なお財源は、全額、国からの補助金で賄うものでございます。2目高齢者福祉費、27節繰出金200万円の増額補正ですが、先ほど、物価高騰対策事業でご説明いたしましたとおり、町民への生活支援として元気応援商品券を配布することとしておりますが、和風園養護老人ホーム特別会計に対しましては、施設において、入所者のために活用していただくために、これまで同様、繰出金という形で支出するものでございます。10ページをご覧ください。3目介護支援費、27節繰出金178万円の増額補正ですが、特別養護老人ホーム特別会計及び、高齢者グループホーム特別会計へ、先ほどの和風園と同様の内容により、繰出しを行うものでございます。2項児童福祉費、2目子育て支援費631万円の増額補正ですが、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援する事業として国が実施する、子ども1人当たり2万円の給付事業である物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要となる経費をそれぞれ計上するものでございます。なお、財源につきましては、全額、国からの補助金を充当するものでございます。4款衛生費、3項1目上水道施設費、27節繰出金36万8,000円の増額補正ですが、人事院勧告による給与等の改定に伴う増額分を、繰出すものでございます。6款農林水産業費、1項2目農業総務費、18節負担金補助及び交付金240万円の増額補正ですが、農業の担い手の育成・確保への支援を目的に、北海道が実施しております担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、町を経由して、対象者へ交付される、いわゆるトンネル予算であります。農業者1件に対する、機械導入に係る補助が決定されたことから、北海道からの歳入と同額を、計上するものでございます。11ページでございます。8款土木費、4項1目公共下水道費、27節繰出金9万5,000円の増額補正ですが、職員の会計間異動、及び人事院勧告による給与等の改定に伴う増額分を整理し、繰出金として計上するものでございます。9款消防費、1項1目消防施設費、18節負担金補助及び交付金、深川地区消防組合負担金285万6,000円の増額補正ですが、人事院勧告による給与改

定に伴い、給料・手当等の増額分を計上するものでございます。13款職員費、1項1目職員費2,305万6,000円の増額補正ですが、給料については、人事院勧告による給与改定に伴う増額はあるものの、退職者や会計間異動などの予算を整理した結果、36万円の減額となり、職員手当についても、改定に伴う増額分を考慮した中で、現状に合わせ増額・減額の整理をし、予算計上しているものでございます。また、4節の共済費につきましては、昨年度において退職された方々に係る、町が負担すべき額の確定、また、負担率の変更に伴い、不足する退職手当組合への負担金として2,462万7,000円を補正計上するものでございます。8ページにお戻りください。歳入でございます。12款地方交付税、1款1目地方交付税2,647万2,000円を増額するものでございますが、今回提案しております歳出予算に係る財源整理をした結果、地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金、2項1目総務費、国庫補助金5,414万円につきましては、歳出で説明いたしました、ぬまた元気応援商品券の配布に係る財源として、物価高騰対策に係る、国からの臨時交付金を計上しております。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費、補助金590万3,000円ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、和風園・旭寿園・なごみへの繰出金の財源として。また、デジタル基盤改革支援補助金については、歳出で説明いたしました国保システムの改修に係る財源として、計上するものでございます。2節児童福祉費、補助金631万円につきましては、歳出で説明いたしました、子ども1人当たり2万円の給付事業である子育て応援手当に係る、国からの補助金を計上しております。17款道支出金、2項4目農林水産業費、補助金240万円につきましては、歳出で説明いたしました、農業者1件に交付される、北海道からの補助金を、計上するものでございます。22款諸収入、4項5目雑入60万4,000円につきましては、歳出で説明いたしました、バスのラッピングに要する財源として、JRからの支援金を計上するものでございます。次に、4ページをご覧ください。第2表債務負担行為の設定でございます。夜高会館に設置されておりますクレーン等につきまして、設備の老朽化、また、以前発生した火災の影響もあろうかと思いますが、不具合が生じておりまして、本年のあんどん作業時期までには、改修を完了させる必要があることから、今回、債務負担行為を設定させていただくものでございます。以上、申し上げます。提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第10号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 一 般 議 案 )

○議長(小峯聡議長) 日程第13、議案第11号、令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園長(山下広大和風園長) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。和風園長。

○和風園長(山下広大和風園長) 議案第11号、令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料05-1、令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)の2ページをお開きください。令和7年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)。令和7年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,845万3,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和8年1月9日提出。町長名でございます。今回の補正予算の内容について、ご説明を致します。人事院勧告に伴う給与改定等に対応するものと、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、一般会計から繰り入れ、利用者様が日常的に購入する嗜好品や日用品の支援をしていくための予算計上となっております。7ページ歳出をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員人件費等についてですが、2節給料から4節共済費までの69万8,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う、職員給料や期末手当等の増額と、年度途中で採用した職員1名分の減額分の差額を計上しております。2款事業費、1項1目事業費、19節扶助費200万円の増額でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、利用者様の希望に応じて、町内での食事や買い物等を楽しんでいただくものでございます。6ページ歳入をご覧ください。5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金200万円の増額につきましては、歳出でご説明した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の財源として、一般会計から繰り入れするものでございます。5款繰入金、2項1目1節

基金繰入金 69万8,000円の増額については、歳出でご説明した職員人件費の財源として、繰入金から繰り入れをするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第11号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第14、議案第12号、令和7年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○旭寿園長（安念昌典旭寿園長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。旭寿園長。

○旭寿園長（安念昌典旭寿園長）議案第12号、令和7年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和7年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料06-1、

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園長（安念昌典旭寿園長）ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）和風園の時は人事院勧告で給料のことが出てきたけど、旭寿園の方では、人事院勧告に従った給料の改定が今回の補正に出ていないんですけど、その辺の説明はどうなんですか。

○旭寿園長（安念昌典旭寿園長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。旭寿園長。

○旭寿園長（安念昌典旭寿園長）はい。お答えいたします。旭寿園の場合ですね。職員給料はもちろん人事院勧告で増額されている部分はあるのですが、給料に関しては職員4名分で見えていたものですから、吸収できる状況。4名というのは、4名採用とみていたものですから、給料の増額分は吸収できている状況でありますので、今回の補正予算では提案しなかったってことでございます。

○8番（大沼恒雄議員）何から吸収できるって言ったんですか。ちょっとよくわからなかった。人事院勧告でいままでいる職員さんの分の給料が上がる話。現在会計年度任用職員さんしかいないってことにならないでしょ。正職員もいらっしゃると思うのでその辺はまた違うんですよ。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）私の方から答弁させていただきますが、説明がわかりづらい部分があり申し訳ございません。当初予算で見えていた人数分。4月1日からの採用で4名分見えていたのですが、4名の採用に至っていないものですから、その分の予算が残っていると言えよよろしいのですかね。当初予算から見たら。その分で、全職員にはちゃんと人事院勧告の給与改定を致しますが、給料と手当、これらは全て、採用予定が採用できなかった部分がありますので、その予算の中で吸収できるってことになります。

○8番（大沼恒雄議員）予算の流用とは違うのか。

○副町長（菅原秀史副町長）流用となれば、節、目が違うということになりますが、同じ款項目の中でやりますので、問題ありません。

○8番（大沼恒雄議員）理解しました。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第12号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第15、議案第13号、令和7年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○なごみ施設長（安念昌典なごみ施設長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。なごみ施設長。

○なごみ施設長（安念昌典なごみ施設長）議案第13号、令和7年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和7年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料07番。令和7年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第2号）の2ページをお開き願います。令和7年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第2号）。令和7年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,773万6,000円と定める。2項については省略いたします。令和8年1月9日提出。町長名でございます。今回の補正予算の内容についてですが、人事院勧告に伴う給与改定。

（「説明省略」の声あり）

○なごみ施設長（安念昌典なごみ施設長）御審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第13号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第16、議案第14号、令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第14号、令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料08-1、令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2ページをご覧ください。令和7年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和7年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,035万円と定める。2項については省略いたします。令和8年1月9日提出。町長名でございます。今回の補正の主な内容につきましては、国の法改正により、国保システムの改修が必要となることから、円滑な施行に対応するためのシステム改修に係る委託料の増額となります。8ページをご覧ください。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第14号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### （一般議案）

○議長（小峯聡議長）日程第17、議案第15号、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第15号、令和7年度沼田町水道事業会計補正

予算について。令和7年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料09-1、令和7年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）の3ページをご覧ください。令和7年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）。総則。第1条、令和7年度沼田町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益のうち、第2項営業外収益において、36万8,000円を増額し、7,154万4,000円とし、支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用において、36万8,000円を増額し、1億3,541万4,000円とするものでございます。議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。（1）職員給与費。1,125万9,000円。他会計からの補助金。第4条、予算第8条本文中、一般からこの会計へ補助を受ける金額6,977万9,000円を7,014万7,000円に改める。令和8年1月9日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和7年の人事院勧告に基づく給与制度の改正に伴い、不足する職員給与費を増額計上するとともに、収支の均衡を図るために、一般会計からの繰入金を増額させていただくことが、主な内容でございます。12ページをご覧ください。下段の収益的支出から、説明させていただきます。収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費36万8,000円の増額は、令和7年の人事院勧告に基づく給与制度の改正に伴い、不足する給料13万1,000円と手当の期末勤勉手当6万5,000円を増額し、支弁職員の変更に伴う扶養手当を6,000円減額するとともに、関連する法定福利費の共済組合負担金4,000円、退職手当組合負担金16万9,000円、災害補償基金負担金5,000円を増額するものでございます。上段の収益的収入について、説明させていただきます。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（瀧本周三建設課長）ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。ここで、議長より終了時間の延長について宣言いたします。本日の会議は、議案審議が終了するまでに致したいと思います。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第15号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第18、議案第16号、令和7年度沼田町下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第16号、令和7年度沼田町下水道事業会計補正予算について。令和7年度沼田町下水道事業会計補正予算を別冊の通り提出する。令和8年1月9日提出。町長名でございます。会議資料10-1、令和7年度沼田町下水道事業会計補正予算（第2号）の3ページをご覧ください。令和7年度沼田町下水道事業会計補正予算（第2号）。総則。第1条、令和7年度沼田町の下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益のうち、第2項営業外収益において9万5,000円を増額し、2億3,213万5,000円とし、支出、第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用において9万5,000円を増額し、2億7,346万円とするものでございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費581万円。他会計からの補助金。第4条、予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億1,397万円を1億1,406万5,000円に改める。令和8年1月9日提出、町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和7年の人事院勧告に基づく

「説明省略」の声あり）

○建設課長（瀧本周三建設課長）ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第16号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

(閉会宣言)

○議長(小峯聡議長) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和8年第1回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 4時59分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員